

## 公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置について

### これまでの取組

#### 【市所有の再生可能エネルギー設備】

第2期東近江市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、庁舎等の更新時に再生可能エネルギー発電設備を導入してきました。

設置済施設37施設 570.2kW(令和3年度末時点)

#### 【民間所有の再生可能エネルギー設備】

東近江市公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置に係るガイドラインに基づき市民共同発電所の取組で市民と行政が連携してきました。

市民共同発電所3号機 34.8kW(平成25(2013)年3月設置、平成26(2014)年3月増設)

#### ※ガイドラインの概要

- ・市有の建物の屋根面等の使用許可等及び土地の貸付けについて必要な事項
- ・地域団体や非営利の法人組織又は特別認可法人を対象
- ・最大出力50kW未満の発電設備を設置する場合に建物の屋根面等の使用を許可

### 現状、課題

- ・公共施設整備が一定完了

- ・FIT買取価格の下落
- ・地域商品券の取扱体制変更
- ・PPAなどの新たな導入手法
- ・TCFDを踏まえた民間企業の取組加速化

### 今後の取組の方向性

引続き庁舎等の更新時に再生可能エネルギー発電設備を導入するとともに、既存施設についても将来の活用計画を踏まえながら設置の検討が必要です。

- ・市民共同発電所の取組については、FITの買取価格下落や地域商品券の取扱体制変更も踏まえた新たな方策の検討が必要です。
- ・市民共同発電所の取組と競合しない範囲で公有財産の有効活用が可能な場合には、一般企業等の再生可能エネルギー設置を認めてはどうか。

#### 設置時に検討しておくべき事項(例)

- ・自然環境や生活環境に支障を及ぼさないか。
- ・約20年間用途の変更などが生じないか。
- ・市域の二酸化炭素排出量削減に資する取組であるか。
- ・市民共同発電所(地域経済の循環を促進する仕組み)の取組と競合しないか。
- ・地域に貢献する取組であるか。(災害時の電源供給、環境教育など)